

岩村式部と申人の娘、十六になりける歳の秋のはじめ、重き病にふして居侍りける頃、三日月を見て、  
更るをもまたぬよはひのたぐひぞと心細くも三日月の空  
是も哀に候へ共、かやうの類は世上におほく御座候。歌は  
面白存候。以上。

八月三日

右は先年從鳩巢先生、小谷勉善へ被遣候書簡。此の趣に  
付中泉一學へ小谷被相尋候處、彼兄物語の趣如左。

昔如閑事毛利家譜代の人にて、五百石許の身上にて候。同  
列の人と不和にて申分有之、京都へ立退き十年許も在京に  
て候。妻も有之、子餘多有之候。惣領八郎、其次は偏跛に  
て醫師にて候。十八の女子、是は前に有之歌よみにて候。  
其次に女子一人、末子は十三の男子にて候。女子兩人の間  
に盲目の男子も有之候。下女一人召使候て數年在京、其後  
毛利殿より召返され候て、如閑一人江戸へ罷出候處、如閑  
申分は、被召返候事に候はゞ、最前相手の者、切腹被仰付候  
はゞ奉畏旨申候。其申分毛利殿立腹にて、先づ押込置被申  
候。此趣承候と其ま、惣領八郎早速江戸へ罷越、此様子

承届候て、自江戸京都へ二日半に罷歸候て、母へ申候は兩  
々の趣にて候。最早御覺悟可被成候。跡の儀も無心許存候  
得共、私は兎角江戸へ罷出候て、如何様とも如閑様と一所  
に可罷成旨申候て、又取て返し、江戸へ罷出で如閑と一所に  
成、兩人とも毛利殿より切腹被申付候。扱京都所司へ毛利  
殿より、右の通り被申達、如閑妻子京都に罷在候。此輩收  
捕仕度候。此方より人遣候ては、及騒動可申候間、被仰付  
候て御捕へさせ可被下候旨にて、所司より公儀の役人、足  
輕等遣之、捕へさせられ候。偏跛の醫者も、江戸にて如閑  
押籠られ候儀承候と、八郎罷越候以後、是も江戸へ罷越候  
處、道にて如閑父子切腹の儀承候て、其ま、東海道某の驛  
にて切腹仕候由に候。扱右妻子の宅へ召捕人參候と、如閑  
妻は鎚、十八の娘は長刀にて働申候て、公儀役人數多手を  
負申候。其内に役人一人、内へ入候て一人の女子を捕へて  
出でんとする所を、十三の男子刀を以て是を切倒し申候。  
か様の働に何も辟易し、先づ一引引申候。其後騎馬の者一  
人罷越候て、是は如何の狼藉にて候哉。只今召捕に參候者  
共は、何も公儀の者共にて候。たとひ毛利家へ對し鬱憤有

之候とても、公儀の者に狼藉の仕形は、難心得候由申候へ  
ば、妻子共申候は、扱々是は不存知寄事にて候。此方共は、  
毛利家よりの使と存じ候て如此に候。扱は公儀御役人にて  
候哉、さ候はゞ成程心得申候間、囚に就き可申候。乍然此裝  
束にては見苦候間、裝束改候て可罷出旨申候て内へ入、兼  
て設置候哉、何も毒を飲み申候。去共當座には死不申候て、  
何も捕へられ申候。京より大坂へ出し、大坂より舟にて罷  
出候支度に候處、船に乗申時分、一番に如閑妻暴死仕、そ  
れより段々に死申候。盲目の子並下女は、毒を飲不申候か  
死不申候故、兩人の者共を舟にのせ申候處、盲人は舟にの  
り候日より斷食して、二三日有之死申候。下女はよき間を  
見合、海に飛入り死申候由。學家不殘死を潔く仕候儀、無  
比類事とて、其頃京師には此事をのみ申慣候由。中泉六右衛  
門とは、如閑無二の交にて、數年の間晝夜咄し申候故、一  
學能く覺居申候。右下女も一學、如閑宅へ參候へば、茶の  
かよひ致し候て、よく見覺え罷在候處、むじくと致し候  
て、何の働も有之間敷跡に見え申者の由咄にて候。

一、蒲生浪人結解勘兵衛

東都天徳寺の塔頭にちそう院といふ寺あり。此住持或時外  
へ出申候刻、寺の門側に年齢六十許の老翁、襖包を脇に置  
き編笠を敷き、黙然として有之候。住持是を見候て、をか  
しき男かなと存じ行過候得共、不審に存じ候故、家來を返  
し尋候へば、誰と申候て可名乗者にて無之候。御寺の念  
佛鉦鼓の音、殊勝に存承罷在候由申候。住持は末へ罷越、  
薄暮に罷歸候處、猶彼翁門前に罷在候故、如何と相尋候へ  
ば、念佛の音殊勝に存じ候て致聽聞、先刻より罷在候旨申  
候に付、食事は如何、饑不申候哉と尋候へば、食も不致候。  
如何様少し飢申由に付、寺へ入れ食など爲給候て、扱何者  
に候哉と尋候へば、名乗不申候。か様にいたし、方々さま  
よひありき候て、日を送候由申候。様子物言たゞ者にて無  
之様子に候故、様々の儀問答咄させ候へば、色々の儀物語  
候て、殊の外住持致感心候て、外へ可參處も無之候はゞ、  
此許に幾日にて罷在候様にと申候て、毎日寺役の外は咄  
させ候處、種々面白き事共申候。住持より天徳寺へ申入候  
て、後には方丈の咄相手に成申候。其時分井伊の鬚掃部殿、  
咄の者を抱被申候節にて候故、か様〳〵の者有之由、掃部